

上毛町立小中学校ネットワークアセスメント業務委託

仕様書

上毛町教育委員会

1 業務目的

本業務はネットワーク環境の評価（アセスメント）を行い、上毛町立小中学校のネットワークの課題を明らかにすることで、文部科学省が提示する「学校規模ごとの当面の推奨帯域」を実現し、通信ネットワークに係るトラブル事象を可能な限り未然に防ぎ、児童生徒が安定したネットワーク環境のもとICTを活用した学習を行えるようにするために実施するものである。

2 業務名

上毛町立小中学校ネットワークアセスメント業務委託

3 履行場所

上毛町立小中学校 5 校

- 1) 友枝小学校 〒871-0922 福岡県築上郡上毛町大字東下 1467 番地
- 2) 唐原小学校 〒871-0924 福岡県築上郡上毛町大字上唐原 1265 番地
- 3) 南吉富小学校 〒871-0913 福岡県築上郡上毛町大字垂水 1397 番地
- 4) 西吉富小学校 〒871-0907 福岡県築上郡上毛町大字緒方 598 番地 1
- 5) 上毛中学校 〒871-0923 福岡県築上郡上毛町大字下唐原 2141 番地 1

4 業務内容

受託する業務内容は下記の通りとする。なお、提出物については、「5 成果品」に基づく。

(1) 調査内容

受託者は、下記の内容の調査を行う。詳細は、別紙「ネットワークアセスメント業務委託特記仕様書」に基づく。

- (ア) 全体・机上（ネットワーク機器等）調査
- (イ) 通信品質調査
- (ウ) 有線LAN調査
- (エ) 無線LAN調査
- (オ) WAN回線調査
- (カ) その他委託者と受託者協議のうえ必要と認める調査

(2) 調査時の留意事項

- (ア) 各施設内で調査を行う際は、授業等の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (イ) 機器の設置及び、撤去等、ネットワークの切断が想定される場合は、事前に委託者と協議すること。
- (ウ) ネットワーク機器の設定変更を行う場合、設定変更内容及び、設定変更手順を委託者と協議すること。
- (エ) 受託者は、万が一、ネットワーク機器の設定変更等を行った際、業務に影響を与える障害が発生した場合は、速やかに対処にあたること。

(3) 調査結果報告書

受託者は、上記「(1) 調査内容」の調査結果に基づき、委託者に調査結果報告書を提出するものとする。また、その際に調査項目に対する推奨値を明示し、推奨値に対して調査対象校の状態を報告するものとする。

(4) 改善提案書

受託者は、上記「(1) 調査内容」及び「(3) 調査結果報告」に基づき、改善提案書を提出する。

5 調査結果報告及び成果品

受託者は、調査によって得られたデータに基づき、今後想定される通信量の増加や文部科学省が定める当面の推奨帯域を考慮し、ネットワーク環境の分析結果及び改善案を報告書としてまとめ提出すること。詳細は、下記の通りとする。なお、成果物は、紙媒体及び、電子媒体（CD-ROM、DVD-ROM 等）で各 1 部提出するものとする。報告内容の詳細は、別紙「ネットワークアセスメント業務委託 特記仕様書」に基づき調査した内容とする。概要は下記の通り。

(1) 調査結果報告書

- (ア) 全体・机上（ネットワーク機器等）調査
- (イ) 通信品質調査
- (ウ) 有線LAN調査
- (エ) 無線LAN調査
- (オ) WAN回線調査
- (カ) その他委託者と受託者協議のうえ必要と認めるもの

(2) 改善提案書

- (ア) 文部科学省が定める当面の推奨帯域を実現するための改善策
- (イ) その他 GIGA スクール構想実現に向けた改善策及び改善後の通信速度
- (ウ) 上記改善策の実現のための必要経費等
- (エ) その他委託者と受託者協議のうえ必要と認めるもの

6 参考資料

本業務の実施にあたり、下記の資料を参考とすること

- (1) GIGAスクール構想の実現 学校のネットワーク改善ガイドブック
(令和 6 年 4 月／文部科学省)
- (2) 通信ネットワーク環境の評価(アセスメント)の実施について(依頼)
(令和 5 年 2 月 3 日付け事務連絡／文部科学省)
- (3) 学校のネットワークの現状について
(令和 6 年 4 月 / 文部科学省)

7 資料の提供

- (1) ネットワーク構成図や設定資料等については、委託者から受託者へ提供するものとする。
- (2) 受託者から委託者に対して本業務遂行に必要な資料等の提供依頼があった場合、委託者と受託者が協議のうえ委託者は受託者に対してこれらの提供を行うものとする。
- (3) 受託者は、委託者から提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって管理・保管し、かつ本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 受託者は、本業務にかかる契約が満了し、若しくは解除されたとき、または資料等が本業務遂行上不要となった場合、委託者の指示に従い処置を行うものとする。
- (5) 受託者は、提供資料等の盗難、毀損若しくは汚損が生じた場合、または漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を委託者に報告し、受託者の責任において本業務遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受託者は速やかに報告書を委託者へ提出しなければならない。

8 著作権

- (1) 成果物の著作権は、対価の支払いにより、委託者に移転する。
- (2) 受託者は、委託者及び、第三者に対し、成果物の著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務で作成された成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証する。

9 機密保持

業務の実施により知り得た各種情報については、その取扱いを厳重に行い、第三者に漏洩することのないようにすること。契約終了後又は解除後においても守秘義務を負うものとする。

10 その他

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 本業務に要する経費は、全て受託者の負担とすること。また、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金を活用して実施するため、業務完了時に委託経費内訳を提出すること。
- (3) 委託者と十分協議を行い、現状の課題及び解決策を提示するものとする。
- (4) 本業務を円滑、安全かつ適切に実施するため、万全な体制を構築すること。
- (5) 関係法令及び条例を遵守すること。
- (6) 本業務の全体の業務状況を総合的に管理し、各業務間の相互調整を適切に実施するため、適切な人員を配置し、現場責任者を設け、調査中、委託者及び学校と連絡が可能な体制を構築すること。
- (7) 本業務のネットワーク環境調査および評価は、文部科学省が示すネットワークアセスメントの指針に沿って行うこと。また、アセスメントにあたっては、第三者的な視点を持って行うこと。
- (8) 学校内での作業については、委託者及び学校と打ち合わせのうえ、日程調整を行うこと。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項は、双方協議のうえ決定することとする。